

愛知県と連携し、市内企業の新たな設備投資を支援します

愛知県と連携（産業競争力強化減税基金に基づく補助事業に対応）し、長年にわたり地域を支える市内企業の再投資や、高度先端分野の立地に対し、奨励金を交付します。

令和7年度より、
中堅企業の交付要件を大幅緩和！

再投資促進奨励金

長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、市内における再投資を支援します。中小企業に対するきめ細かい支援として、豊橋市独自の要件を設け、小規模の投資についても幅広く対象としています。

補助対象	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業 ※大企業（中堅企業を除く）の場合は、工業地域・工業専用地域・豊橋リサーチパーク・各工業用地（三弥地区、豊橋東IC、御津2区、若松地区、石巻西川）での新增設に限る。	
対象分野	(1) 次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種 〔※裏面参照〕	
交付要件	投資規模要件	大企業（中堅企業を除く）： 25億円 以上（※新增設部分に限る） 中堅・中小企業： 1億円 以上 又は 5千万円 以上（*） ※中堅・中小企業（みなし大企業を除く）の場合、同一事業所同一事業でも複数回利用可
	雇用要件	支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること 大企業（中堅企業を除く）： 50人 以上 中堅・中小企業： 25人 以上 又は 20人 以上（*）
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 （新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）（※中古品除く）	
補助率	大企業（中堅企業を除く）、中堅・中小企業のうちみなし大企業： 8% 相当額（うち県負担 4% 相当額） 中堅・中小企業（みなし大企業を除く）： 10% 相当額（うち県負担 5% 相当額） 又は 5% 相当額（*）	
限度額	3億円 （うち県負担 1.5億円 ） 又は 500万円 （*）	
受付時期	工事着工の 30日前 までに、指定申請が必要。 * 豊橋市独自要件適用時	

令和7年度より中堅・中小企業について複数回利用可能！

常用雇用者（以下同じ）
…社会保険と雇用保険に加入している
正社員・パートタイマー・契約社員

中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金

本市経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、中小企業の高度先端産業分野における設備投資を支援します。

補助対象	高度先端技術に係る工場の新增設等を行う中小企業 （※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助）	
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等	
交付要件	投資規模要件： 2億円 以上 雇用要件：常用雇用者数 5人 以上増加 〔愛知県知事の定める指針に基づき、生産性向上計画により省人化される人数が見込まれると認められる場合は2人以上〕	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 （新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）（※中古品除く）	
補助率	10% 相当額（うち県負担 5% 相当額） ※みなし大企業の場合は、 8% 相当額（うち県負担 4% 相当額） ただし、既設の工場内の設備を一新等する場合は 5% 相当額（うち県負担 2.5% 相当額） ※みなし大企業の場合は、 4% 相当額（うち県負担 2% 相当額）	
限度額	10億円 （うち県負担 5億円 ）	
受付時期	工事着工の 30日前 までに、指定申請が必要。	

大企業：中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業

中堅企業：産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条に規定する企業

中小企業：中小企業基本法第2条第1項に規定する者及び中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

★注意事項（共通）

- 事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保障するものではありません。
- 操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合、5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を処分等した場合は、奨励金を返還していただく場合があります。
- 愛知県もしくは本市が交付する他の補助金と重複する場合、交付額について調整いたします。

★注意事項（再投資促進奨励金）

- 再投資促進奨励金は、企業の市外への流出防止を目的としているため、単に一部の設備の更新・導入は対象となりません。
- 補助対象経費が償却資産のみの場合は、建物に新たに設置される機械設備の数又は設置面積が、当該建物の機械設備の過半を占める場合を対象とします。
- 最初の稼動があった装置から、1年以上を置いて発注されるものは、原則、一連の投資と認められず補助対象とはなりません。
- 事務用備品など、直接製造に寄与しないものは補助対象とはなりません。
- 申請と異なる目的の装置を導入した場合は、補助対象として認められません。
- リースによる取得や別主体による取得は補助対象となりません。

★注意事項（中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金）

- 生産性向上に対する要件緩和を受けるためには、省人化される人数を算出するための生産性向上計画（様式有）を提出する必要があります。

◆愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種（東三河地域）〔R7.4.1〕

輸送機械 関連産業	11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274 を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2962, 2973 を除く)、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他(323 に限る)
繊維関連産業	11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274 を除く)
機械・金属 関連産業	11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他(323 に限る)
健康長寿 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料(105 を除く)、11 繊維、16 化学(161 を除く)、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他(323,3297 に限る)、711 自然科学研究所
新エネルギー 関連産業	16 化学(161,1624,165,166 を除く)、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274 を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2961,2962,2973 を除く)、30 情報通信機械
農商工連携 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料(105 を除く)、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274 を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2961,2962,2973 を除く)、30 情報通信機械、32 その他(323,3297 に限る)
食料・飲料品 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料(105,106 を除く)、14 パルプ・紙(1431,1451,1454 に限る)、18 プラスチック(1831,1832, 1891 を除く)、21 窯業・土石(2114 に限る)、24 金属製品(241 に限る)、26 生産用機(2641,2645 に限る)
住宅・建築物・ 同設備関連産業	11 繊維(116,117,118 を除く)、12 木材・木製品(123 を除く)、13 家具・装備品、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、18 プラスチック(1831,1832,1891,1892 を除く)、19 ゴム製品(1933 に限る)、21 窯業・土石(2114,2115,2116,2142 を除く)、24 金属製品(241,242 を除く)

※補助対象設備で、製造する製品の過半数以上が対象分野に該当する必要があります。

※健康長寿関連分野の申請にあたっては、製品の効果が、健康長寿に貢献することを、客観的な科学的データで証明することが必要です。

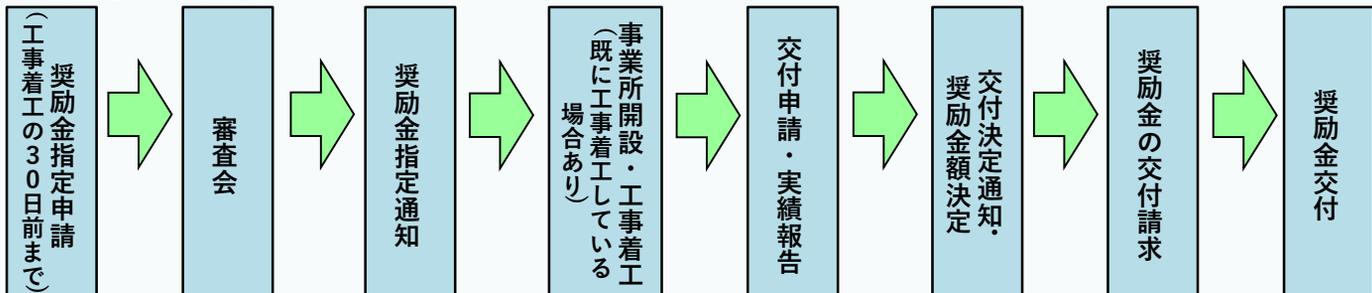
※農商工関連分野の申請にあたっては、国の農商工連携計画の認定を受けているか、又は、下記の①と②の双方を満たす計画であることが必要です。

①農林漁業者と申請者が有機的に連携していること。

（産地ブランド化や付加価値の高い農産品等を特別に生産・供給するなど両者に相乗効果があるもの。通常の仕入・取引はこの要件を満たさない。）

②両者にとって、これまで開発・生産したことのない新商品を開発すること。

◆申請手続きの流れ



〔問合せ先〕 **豊橋市 産業部産業政策課 企業誘致グループ** 電話 0532-51-2640

(住所) 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

(FAX) 0532-55-9090 (E-mail) sangyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(令和7年4月作成)